

質問者



植田喜晴 議員

Q

老人配食サービスを元に

A

高齢者にふさわしい配食を提供

問

老人配食サービスは食事と一緒に心を届けるものです。ところがサービスが本年度から後退している。元のサービスに戻してほしいとの声が多く、その実現を求めます。

答

白石町長

今年度から国の補助が廃止されました。町としては補助金を若干ふやし、個人負担は従来のままとし、できるだけ食事の味を落さないよう配慮します。配食業者と改善すべき点があれば話し合いをしていきたいと思えます。

問

ふれあいサロン事業の助成を

ふれあいサロン事業を町内に無数に広げることは大切。実施には、場所の確保への手助けと経費に対し町



ふれあいサロン

答 今後も補助を実施

の助成を求めます。現在岡田校区7ヶ所、北伊予校区1ヶ所の計8ヶ所で運営されています。民生児童委員の方やボランティアの方達が民家、集会所等で自主的に運営しています。社会福祉協議会に町より利用補助金を出し、そこから助成をする方法でしています。今の事業に対する補助はこれからも実施します。

問

障害者自立支援法で利用者負担減を

障害者自立支援法でサービス利用料が応益負担(原則1割)となった。低所得者は大幅負担増で生活が苦しく、今後利用を控えることにもなる。国には法の見直し(応益負担)を、町には利用者負担軽減の実施を求めます。

答

町単独での軽減負担は考えていない

佐伯助役

障害者自立支援法は平成18年4月より施行され、サービスを利用する際は原則として1割負担となり、重度障害者の負担が増加しています。当町では、負担増による利用控えなどの影響は出ていません。国は急遽来年度から2年間負担軽減の予算計上をするとのことなので、町としては国の動きを見守っていきませんが、町単独での軽減負担は考えていません。

問

国保税の引き下げと受領委任払いの適用を

「払いたくても払えない」高い国保税の引き下げと、税の滞納者にも高額療養費受領委任払いが適用されるよう求めます。

答

法規定以上の軽減制度は考えていない

橋本町民課長

町では政令に定める基準に従い低所得者に対する減額を規定し軽減しており、法律で規定している以上の制度創設は考えていません。高額療養費は、国保税完納者に対する独自サービスとして、特例的に医療機関に直接支払う委任払い制度を実施しています。滞納世帯に対する支給は、今後とも窓口支給を行います。納税相談を行い、国保税の完納が見込まれる方については、委任払い制度の適用を考慮してまいります。

問

いじめについて

子どものいじめについて、町内の学校のこれまでの事例と対応は。また、今後は「子どもからのサインの早期発見と全教師が解決にあたる」という対応が重要と考えますが所見を求めます。

答

SOSを見逃さない感性を磨く

赤星教育長

教師は子供達の発するSOSを見逃さない感性を磨き、日常の遊びや部活・日記指導等を重視し、児童への理解を深めます。また、職員会等での情報交換を密にし、学校内でのいじめ問題の解決への取り組み等を保護者にその様子を知らせることや啓発活動を行います。